

議案第13号

松阪市ふるさと応援基金条例の制定について

松阪市ふるさと応援基金条例を次のように制定する。

平成30年2月14日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市ふるさと応援基金条例

(設置)

第1条 ふるさと納税制度(地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)により設けられた個人の道府県民税及び市町村民税に関する寄附金に係る控除の特例をいう。)を活用して松阪市を応援するために寄せられた寄附金をそれぞれの寄附者の思いを実現するための事業の財源に充てるため、松阪市ふるさと応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、松阪市一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)の定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に積み立てるものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、第1条に定める目的に充当する場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 30 年 1 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間のふるさと納税制度による寄附金については、この条例の規定に基づき基金に積み立てるものとする。